

答 申

第1 審査会の結論

山形県病院事業管理者の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成23年2月17日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、下記の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

脳死患者から臓器摘出された事例について以下の関連資料

- ①倫理委員会及び脳死判定委員会に相当する会議の議事録及び要綱、規則等
- ②脳死判定結果及び関連資料
- ③外部との連絡記録の時系列が判るもの（県庁上部機関、関連事業体）

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、

- ・「臓器提供に関する対策会議」の記録（以下「文書1」という。）
- ・「第1回臓器提供に関する対策本部会議」の記録（以下「文書2」という。）
- ・「第2回臓器提供に関する対策本部会議」の記録（以下「文書3」という。）
- ・臓器提供の対策本部の設置について（以下「文書4」という。）
- ・中央病院での臓器提供フローチャート（以下「文書5」という。）
- ・臓器提供の対策本部組織図（以下「文書6」という。）
- ・脳死判定経過報告（以下「文書7」という。）
- ・山形県立中央病院脳死判定委員会要綱（以下「文書8」という。）
- ・脳死判定結果及び関連資料（以下「文書9」という。）

の文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「(1) 開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「(2) 開示をしない理由」を付して、平成23年3月3日付け中病第798号公文書一部開示決定通知書により、同日、審査請求人に通知した。

- (1) 開示をしない部分

ア 文書 1、文書 2、文書 7 に記載されている「患者の診療情報」、文書 1、文書 2、文書 3、文書 7 に記載されている「患者家族に関する情報」及び「外部団体職員の氏名」、文書 7 に記載されている「外部団体職員の氏名及び肩書き」、文書 1、文書 2 に記載されている「外部団体の名称及び職員の氏名」、文書 9 のすべて

イ 文書 1 に記載されている「病院施設内部の情報」、文書 2、文書 3、文書 7 に記載されている「外部団体の行為に関する情報」、文書 7 に記載されている「外部団体の名称、行為及び判断に関すること」

(2) 開示をしない理由

(1) のアについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため、又は開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する。

(1) のイについては、臓器提供に係る事務に関する情報であって、開示することにより、関係者との協力、信頼の下で行われる将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当する。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成 23 年 4 月 30 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、山形県知事に対し審査請求を行った。

4 平成 23 年 5 月 31 日、山形県知事は、条例第 11 条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、不開示部分の範囲を最小限に限定して開示することを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) コーディネーター名や院内医療関係者名は公務での業務であり、かつ、臓器

の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）に基づいての責任ある業務を考えると不開示は不当である。

(2) 実施機関は、条例第6条第1項第2号を根拠に個人の権利利益を害するおそれがあると主張するが、具体的かつ確実性に乏しい。おそれの拡大解釈が条例の目的や適正な運用を阻害している。

(3) 「外部団体職員の氏名及び肩書き」、「外部団体の名称及び職員の氏名」について

実施機関は個人を識別することのできる情報を拡大解釈して法人職員までも不開示の対象としているが、基本的に不当であると考える。

条例第6条第1項第2号は、個人が識別されることのみをもって不開示を正当としたのではなく、除外規定もイからニがあり、特別な場合のみであることを規定している。不利益を被るおそれや開示することで業務遂行に支障が起きるならば、おそれや支障の程度をより具体的に示し、それが一般常識の範囲以内をもって認められるもので、この原則を曖昧にすると、条例の目的が損なわれる。実施機関の主張は不当な不開示拡大を招くものである。

(4) 「病院施設内部の情報」について

臓器移植法は、患者の臨床的脳死診断（現行法では脳死とされる状態）が実施（脳死判定基準のうち無呼吸テストだけを除くすべての確認）されてはじめて患者家族に脳死状態を告げて、臓器提供の機会があることやドナーカードの確認をすることができる。つまり、臓器提供の手続きをはじめることができるように定めているのが臓器提供のガイドラインである。

本件の場合、本件公文書から、臨床的脳死判断を実施しているが、本件公文書の文書1は臨床的脳死判断の実施前日付けのものであり、前記ガイドライン手続きに反して「臓器提供に関する対策会議」を開き、家族が承諾書も提出していない時期であり、しかも患者に救命治療を優先すべき一番大事なときに臓器摘出のスケジュールを決めている。

臓器移植法やガイドラインに反した行為を防止するうえにも、開示して広く国民に知らしめていくことが重要と考え本件開示請求を行った。一病院の内部情報とか業務に支障などの理由は、臓器移植法やガイドラインを順守したうえで言えることで、不当な行為を正当化する手段に不開示条項が拡大使用されることはあってはならないことと考える。

不開示を取消し、患者の固有名詞が特定されない最小限の範囲でのみ不開示を限定して開示すべきと考える。

- (5) 「外部団体の行為に関する情報」、「外部団体の名称、行為及び判断に関すること」について

実施機関は開示することでの支障やおそれを主張しているが、いずれも具体的ではなく、さらに、実施機関は公的側面を持った医療機関であり、公平、公正、透明性を確保する責務がある。この立場を考え、開示への積極性を望む。いずれも、不開示部分を最小限に限定してその他は開示すべきと考える。

- (6) 「文書9のすべて」について

本人が特定されない内容で開示できる資料はたくさん存在する。不開示部分を最小限に限定して開示すべきである。本件臓器摘出事例については、患者の情報を本人の了解もなく、かつ、救命治療が最も必要な時期に外部の多数に公表して臓器提供に関する対策会議を開いている。もちろん全員が医療関係者や地方公務員であり、当然守秘義務はかかっていると考えるが、少なくとも患者本人はガイドラインで定められた臨床的脳死判断がされる一日前であり、本人の意思が最も重要視されるべき時間帯である。救命に反する臓器摘出の段取り会議が開かれることを患者が望んでいたとでも言うのであろうか。実施機関は自らに都合のいい情報はいち早く流し、開示請求者に不開示条項を拡大解釈して全面不開示することは、条例の目的に反した行為であり、臓器移植法の公平、公正、透明性をもないがしろにする行為であると考えられる。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

本件開示請求の内容は、実施機関において脳死患者から臓器摘出された事例についての関連資料で、第一に倫理委員会及び脳死判定委員会に相当する会議の議事録及び要綱・規則等、第二に脳死判定結果及び関連資料、第三に外部との連絡記録の時系列が判るもの（県庁上部機関、関連事業体）の3項目である。

第一の請求項目については、文書1から文書8を特定した。第二の請求項目については、文書9を特定したが、患者の診療情報に該当するため全部不開示とした。第三の請求項目については、文書1、文書2、文書3、文書7に記載されている事項以外の資料は作成していないことを通知した。

##### 2 不開示情報の該当性について

(1) 開示、不開示の基本的な考え方について

臓器提供事例に係る情報の開示にあたっては、開示による事務執行の透明性の確保という観点に留意しつつ、一方で、臓器提供行為が、脳死判定から臓器摘出に到る一連の過程の中で、患者と家族及び医療提供者並びに関係団体の信頼と合意に基づき実施されるものであり、また、本件公文書の内容について、不開示情報該当性を条例の規定に照らして合理的に判断したものであるため、審査請求人の主張は認めることができない。

なお、審査請求人は、実施機関の臓器提供事務が、あたかも臓器移植法や同法の運用に関する指針（以下「ガイドライン」という。）に違反しているかのような主張を行っているが、本件において、一連の事務手続きが、臓器移植法やガイドラインに違反しているということはないことを申し添える。

(2) 「外部団体職員の氏名及び肩書き」、「外部団体の名称及び職員の氏名」について

不開示とした内容は、第一に臓器移植コーディネーターとして事務に従事した職員の氏名及び肩書き、第二に脳波診断の際に助言いただいた医師の氏名と医師が所属する団体の名称であり、いずれも、開示をすることにより特定の個人が識別され得るため、条例第6条第1項第2号により不開示と決定した。

第一の臓器移植コーディネーターとして事務に従事した職員は、社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「日本臓器移植ネットワーク」という。）又は財団法人山形県腎等臓器移植推進機構に所属しており、条例第6条第1項第2号ただし書口には該当しない。

第二の脳波診断の際に助言いただいた医師については、独立行政法人等の職員ではあるが、本事例においては実施機関の医師から個人的に依頼を受け個人的な立場で脳波診断の協力を行ったものであり、独立行政法人等の職員として職務を行ったものではない。したがって、条例第6条第1項第2号ただし書口には該当しないものと判断した。

以上の理由により、法人等職員の氏名については、不開示と決定した。

(3) 「患者の診療情報」について

元来、患者の診療情報は、個人の尊厳を守り、また、患者と医療機関の信頼関係を保持するうえで最も厳格に秘匿されるべき事項である。不開示とした内容は、病院における患者の診療内容に関する情報であり、開示をすることにより、個人が特定されるおそれがあり、かつ個人のプライバシーを侵害するものであることから、条例第6条第1項第2号により不開示と決定した。

(4) 「患者家族に関する情報」について

患者の家族に関する情報であり、開示することにより、個人が特定されるおそれがあり、かつ、臓器提供事例における家族の心情や判断、行為の過程が明らかになることで個人のプライバシーが侵害されるものであることから、条例第6条第1項第2号により不開示と決定した。

(5) 「病院施設内部の情報」について

不開示とした内容は、臓器移植チームが院内に入ってから手術室に向かう経路を示した情報であり、開示することにより、臓器移植チームの院内での経路、足取りが明らかとなり、その経路上にマスコミが取材で待ちかまえたり、一般県民の方が見学に来るなどにより、現場に混乱を生じ、院内での平穏な診療活動が阻害されるおそれがあり、病院の診療活動に支障を及ぼすおそれが具体的に存在することから、将来の同種の事例における円滑な臓器提供事務に支障を及ぼすおそれがあるため条例第6条第1項第6号により不開示と決定した。

(6) 「外部団体の行為に関する情報」について

不開示とした内容は、第一に臓器移植コーディネーターとして事務に従事した職員が行った行為や判断、発言等、第二にその他の外部団体とのやりとりである。

ア 臓器移植コーディネーターとして事務に従事した職員が行った行為や判断、発言等

日本臓器移植ネットワークは、臓器提供事例に際して、患者家族への対応や臓器摘出に関する調整等を行っており、当然、個々のケースごとに現場の状況は異なるものであり、その活動状況が公になると、その行為等に関して、外部から不当な批判を受けるなど不利益を被るおそれがある。また、一般に、臓器提供事例における一連の事務処理について、実施機関だけではそのノウハウに乏しく、日本臓器移植ネットワークに指導や情報提供を求めざるを得ない状況である。そのような状況の中で、県が、日本臓器移植ネットワークの行為等を安易に公開すれば、将来、同種の事例において、日本臓器移植ネットワークが、自らの情報が公開されることを懸念し、病院への助言や情報提供を制限する可能性が高くなり、将来の実施機関における円滑な臓器提供事務の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号により不開示と決定した。

イ その他の外部団体とのやりとり

当該内容は、その他の外部団体と実施機関とのやりとりを記載した内容で

あり、開示することにより、患者家族が臓器提供の決断を躊躇するなど、将来の実施機関における円滑な臓器提供事務の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号により不開示と決定した。

(7) 「外部団体の名称、行為及び判断に関する事」について

不開示とした内容は、脳波診断の際に助言いただいた医師が所属する団体名、医師が行った行為や判断等である。

既に2(2)で説明したとおり、当該外部団体に属する者が実施機関の医師との個人的な信頼関係の下に行った行為であり、開示することにより、その判断結果を指弾されるなどの不利益を相手方に及ぼすおそれがあるなど、相手方との信頼関係が損なわれ、将来の実施機関における円滑な臓器提供事務の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第6号により不開示と決定した。

(8) 「文書9のすべて」について

文書9は、臓器移植法第10条に定める「判定等に関する記録」に該当し、病院として保存することを法律により義務付けられている書類である。患者の住所、氏名、生年月日等は、開示することにより個人が識別され得る情報であり、また、心拍数や脳波、心電図結果などの診療に関する情報は、それ単独では個人を識別するまでには至らないものの、個人の人格の尊重、プライバシー保護といった観点から個人として当然保護されるべき情報であり、開示することにより個人の尊厳が侵害され権利利益が害されるものであることから、個人の診療情報として一体的に不開示文書として扱うことが適当であると判断し、条例第6条第1項第2号によりそのすべてを不開示と決定した。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、実施機関において行われた本県初の脳死下での臓器提供事例（以下「本臓器提供事例」という。）についての、本臓器提供事例に係る対策会議等の記録、対策本部のフローチャート及び組織図、脳死判定委員会の要綱、患者の脳死判定に関する記録である。

### 2 本件公文書について

本件公文書は、文書1から文書9までであり、文書1、文書2、文書3は、本臓器提供事例に係る会議の概要を実施機関において記載した記録であり、文書7は、

本臓器提供事例に係る脳死判定の経過を実施機関において記載した報告書である。いずれも患者の診療情報、患者家族に関する情報、その他の外部団体が行った行為の内容、実施機関職員の発言等が記載されており、実施機関で回覧に供されたものである。

文書4、文書5、文書6、文書8は、本臓器提供事例以前に実施機関において作成した文書である。

文書9は、臓器移植法の規定により作成が義務づけられた記録であり、脳死判定記録書、脳死判定の的確実施の証明書等の文書である。

また、本件開示請求における外部との連絡記録の時系列がわかるものについては、本臓器提供事例に係る対策会議等の記録以外は作成していないものである。

### 3 本件事案の審査について

審査請求人は、「一病院の内部情報とか業務に支障などの理由は、臓器移植法やガイドラインを順守したうで言えることで、不当な行為を正当化する手段に不開示条項が拡大使用されることはあってはならない」、「臓器移植法の公平、公正、透明性をもないがしろにする行為である」などの主張をしているが、当審査会は、実施機関が行った臓器提供の適正性について審査する機関ではなく、本件公文書に記載されている情報の開示、不開示の決定が適切なものであるかを条例等に基づいて検討する機関である。審査に当たっては、実施機関から意見を聴取するとともに、本件公文書についてインカメラ審理を実施し、不開示とされた情報が条例の不開示条項に該当するかについて検討を行った。

### 4 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように個人の人格と密接に関連したり、開示された場合に財産権その他の個人の権利利益を保護するため、特定の個人を識別することができる情報に加えて、補充的にこのような情報を不開示情報として規定したものである。

また、条例は同号ただし書において、同号本文に該当するとしても例外的に開示できる情報を定めている。これは、個人に関する情報は不開示の扱いとする原



則のもとで、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについて、個別具体的に明確化したうえで、例外的に不開示情報から除くこととしたものである。同号ただし書イにおいて「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定されており、また、同号ただし書ロにおいて「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報を除く。）」と規定されている。同号ただし書ロにおける「公務員等」とは「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員をいう」ものであり、「職務の遂行に係る情報」とは「公務員が行政機関としてその担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいう」とされている。

以下、実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報について、同号該当性を検討する。

(1) 「外部団体職員の氏名及び肩書き」、「外部団体の名称及び職員の氏名」について

審査会においてインカメラ審理を実施し、文書1、文書2、文書3、文書7中の当該箇所を見分したところ、当該情報は、実施機関が主張するように、第一に臓器移植コーディネーターとして事務に従事した財団法人及び社団法人の職員の氏名及び肩書き、第二に脳波診断の際に助言を得た医師の氏名と当該医師が所属する独立行政法人等の団体名であることが確認された。また、これらはいずれも実施機関の職員ではなく、実施機関以外の団体の職員であることが確認された。

ア 臓器移植コーディネーターとして事務に従事した財団法人及び社団法人の職員の氏名及び肩書き

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又はされ得るものであることから、条例第6条第1項第2号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。臓器移植コーディネーターとして事務に従事した職員は、財団法人又は社団法人の職員であることから、同号ただし書ロに規定された「公務員等」には該当しないため、当該情

報は同号ただし書口には該当しない。また、本臓器提供事例に係る臓器移植コーディネーターの氏名が公にされていることを確認できないため、同号ただし書イにも該当せず、同号ただし書ハ及びニのいずれにも該当しないと認められる。

なお、審査請求人は「臓器移植法に基づく責任ある業務であり不開示は不当である」、「条例は個人が識別されることのみをもって不開示を正当としたのではない」旨の主張をしているが、条例は個人識別情報を原則不開示としたうえで、個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要がないもの、及び、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものをただし書で例外的開示事項として列挙しているものと解されることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 脳波診断の際に助言を得た医師の氏名と当該医師が所属する独立行政法人等の団体名

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、条例第6条第1項第2号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

当該医師は独立行政法人等に所属する者であることから、同号ただし書口に規定された「公務員等」に該当するものである。実施機関は、当該医師は実施機関の医師から個人的に依頼を受け個人的な立場で脳波診断の協力を行ったものであり、当該医師が所属する独立行政法人等の職員として職務を行ったものではないと主張している。さらに審査会において実施機関から具体的に聴取したところ、実施機関が組織として当該医師に依頼を行ったものではないこと、当該医師へ金銭的謝礼を支払っていないこと、脳波診断は当該医師が行うものではなく実施機関が行うものであるとの説明を受けた。これらのことから、当該医師が行った行為は独立行政法人等の職員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないため、当該情報は同号ただし書口に該当しない。

また、当該医師が個人的に依頼を受けたことが公にされているという一般的事実を認めることができないため、当該情報は同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ハ及びニのいずれにも該当しないと認められる。

(2) 「患者の診療情報」について

審査会においてインカメラ審理を実施し、文書1、文書2、文書7中の当該

箇所を見分したところ、患者個人の氏名、年齢、生年月日、カルテ番号、病院搬入までの患者の容態、患者個人に対する具体の診療行為の経過等が記載されていることを確認した。当該情報は、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るものであるため、条例第6条第1項第2号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

審査会において実施機関から具体的に聴取したところ、日本臓器移植ネットワークにより公表されている患者及び患者家族の情報は、患者家族から承諾が得られたものであるとの説明を受けた。これら患者家族から承諾が得られた内容については、その範囲において公にされた情報であると認められるため同号ただし書イに該当することから、不開示とすることは妥当でない。しかし、インカメラ審理の結果、不開示とされた箇所の中に同号ただし書イに該当するものは確認できないことから、当該情報は同号ただし書イに該当しないと認められる。また、同号ただし書ロからニのいずれにも該当しないと認められる。

(3) 「患者家族に関する情報」について

審査会においてインカメラ審理を実施し、文書1、文書2、文書3、文書7中の当該箇所を見分したところ、患者家族の家族構成、患者家族の心情、判断、行動が記載されていることを確認した。当該情報は、一般的に個人が識別されることはない情報であるが、周囲から個人が特定され、又は、個人の人格と密接に関連することから、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第6条第1項第2号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

4(2)と同様に、インカメラ審理の結果、不開示とされた箇所の中に同号ただし書イに該当するものは確認できないことから、当該情報は同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロからニのいずれにも該当しないと認められる。

(4) 「文書9のすべて」について

審査会においてインカメラ審理を実施し、文書9に記載された本件公文書を見分したところ、実施機関が主張するように、文書9は個人の診療記録そのものであることが認められることから、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るものであるため、条例第6条第1項第2号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。

文書9は全部不開示であるが、文書中に患者家族から承諾が得られた内容で

あって、その範囲において公にされた情報が含まれていることを確認した。また、審査会において実施機関から具体的に聴取したところ、文書9は、臓器移植法の規定により作成が義務づけられた記録であって特定の患者に関する診療行為を記録した文書であり、文書全体が患者の診療情報の記載であること、一方、文書1、文書2、文書3、文書7は、臓器移植法の規定により作成が義務づけられた記録ではなく、本臓器提供事例に係る病院内部の会議議事録・活動報告書の類であり、患者の診療行為についての記録やそれ以外の事実に係る記載がされているものであるとの説明を受けた。

文書1、文書2、文書3、文書7は、本臓器提供事例に係る実施機関内部の議事録・報告書であり、文書9は、臓器移植法の規定により作成され、臓器移植法第10条の規定により臓器を提供した遺族など限られた者に限り当該規定に係る記録の閲覧の請求が認められている文書である。即ち、患者個人に対する診療についての記録である文書9と、文書1、文書2、文書3、文書7とは、作成目的を含めて文書の性格を異にする文書であると認められる。

文書1、文書2、文書3、文書7に含まれる患者の診療情報については、既に4(2)で述べたとおり、実施機関は患者家族から承諾が得られた内容の範囲内において公にされた情報を開示しているところであり、当該判断は妥当であると考えられる。しかし、上述のとおり、文書9の記録事項は全体として患者個人に対する診療記録であり、個人の人格と密接に関連する情報であることから、脳死判定の日時等の情報など患者家族が公にすることを承諾した事項であっても、文書9に記録された個々の事項を条例に基づき公とすることまでも承諾したものと認めることはできず、当該情報が同号ただし書イに該当すると判断することは妥当ではないと考えられる。また、同号ただし書ロからニのいずれにも該当しないと認められる。

## 5 条例第6条第1項第6号該当性について

条例第6条第1項第6号本文は、「県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とすると規定している。これは、県の事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示情報とすることとし、その要件を定めたものである。

実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報について、同号該当性を検

討する。

(1) 「病院施設内部の情報」について

審査会においてインカメラ審理を実施し、文書1中の当該箇所を見分したところ、実施機関が主張するように、臓器移植チームが院内に入ってから手術室までの経路が記載されていることを確認した。実施機関は、当該情報を開示することにより、臓器移植チームの院内での経路、足取りが明らかとなり、その経路上にマスコミが取材で待ち構え、一般県民が見学に来るなどにより現場が混乱し、院内での平穏が阻害され、病院の診療活動とともに今後の臓器提供業務に支障を及ぼすおそれがあると主張する。また、審査会において実施機関から具体的に聴取したところ、当該経路は臓器摘出後に摘出された臓器を搬送する経路であり、臓器搬送時のトラブルは未然に防ぐ必要があること、また、実施機関は臓器提供業務の遅延を防ぐと同時に病院としての平常業務も行う必要があるものであるとの説明を受けた。

審査会では、当該経路が事後的に公にされたとしても臓器提供業務が妨害されるおそれは低いのではないかとの観点から慎重に検討を行ったところであるが、実施機関が主張するように、摘出された臓器の搬送時に経路上に関係者以外の者がいることで生じる無用のトラブルを防ぎ、また、病院の平常業務を円滑に進めるなどのために実施機関が対応を講ずることは、県民の生命を預かる実施機関の責務であると考えられることから、当該情報は条例第6条第1項第6号に該当すると認められる。

(2) 「外部団体の行為に関する情報」について

審査会においてインカメラ審理を実施し、文書2、文書3、文書7中の当該情報を見分したところ、実施機関が主張するように、第一に臓器移植コーディネーターとして事務に従事した職員が行った行為や判断、発言等、第二にその他の外部団体と実施機関とのやりとりが記載されていることを確認した。

ア 臓器移植コーディネーターとして事務に従事した職員が行った行為や判断、発言等

実施機関は、当該情報を開示することにより、日本臓器移植ネットワークが自らの情報を公開されることを懸念し、今後の臓器提供業務において、病院への助言や情報提供を制限する可能性があるため、今後の臓器提供業務に支障を及ぼすおそれがあると主張する。さらに審査会において実施機関から具体的に聴取したところ、文書2、文書3が議事録、文書7が報告書の性格を有するものであり、記載した情報は混乱した現場の状況下で実施機

関が一方的に記載した伝聞情報であって、真正な情報とは担保されていないこと、また、臓器移植コーディネーターが行った情報を断片的に記載したものであることから、これらが開示されることにより一部の事象が過大に又はわい曲されて世間に取り上げられ、このことにより、患者家族と日本臓器移植ネットワーク及び実施機関の三者の信頼と合意により行われる臓器提供行為の信頼関係が損なわれ、日本臓器移植ネットワークの業務に支障が生じ、日本臓器移植ネットワークが今後の臓器提供業務において助言や情報提供を制限する可能性があるとの説明を受けた。

日本臓器移植ネットワークは眼球以外の臓器について臓器移植法第12条の規定による「業として行う臓器のあっせん」を唯一行っている機関であり、実施機関との信頼関係が損なわれたとしても、今後の臓器提供業務において日本臓器移植ネットワークが実施機関への助言や情報提供を制限する可能性があるとは認められにくい。

しかし、本臓器提供事例が県内初の脳死下での臓器提供事例であり、現時点において県民にとって臓器移植が一般の医療として認知されている段階にあるとまでは認められない現下の状況では、実施機関が主張するように、混乱した現場の状況下で実施機関が伝聞情報として記載したものであって真正な情報とは担保されていない情報が開示されることにより、一部の記載内容が過大に又はわい曲されて取り上げられることは否定できないところである。そのような記述が公文書中に含まれることの当否はともかく、本件公文書が現にこのような状況下で作成されたものである以上、開示をすることにより、日本臓器移植ネットワークの信用が害され、患者家族と日本臓器移植ネットワーク及び実施機関との三者の信頼関係が損なわれることは否定できない。臓器の移植医療は三者間の正当な信頼関係の下で臓器移植法に則り適正に行われるべきであるため、当該情報が開示されることで今後の臓器提供業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第1項第6号に該当すると認められる。

#### イ その他の外部団体と実施機関とのやりとり

実施機関は、その他の外部団体と実施機関とのやりとりを開示することにより、今後同様な事情の下における臓器提供業務において、当該記載内容から患者家族が臓器提供の決断を躊躇するなど、将来の同種の事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

この主張に対して、そのようなおそれが惹起され得るとしても、患者家族

のより適切な意思形成のためには臓器提供に関連して生ずる事象についてのありのままの情報を開示することが重要であり、このような前提の下で形成された意思を待ってはじめて条例に定める業務の「適正な実施」が確保されるともいい得るところ、実施機関からは円滑な執行への支障のみが主張され、適正な実施についての説明が不十分なのではないか、また、開示をすることにより臓器提供業務の透明性が明らかにされるのではないか等の意見が述べられたところである。

審査会において実施機関から具体的に聴取したところ、当該外部団体と実施機関とのやりとりは、臓器提供業務に付随して一般的に起こり得るものではないとの説明を受けたほか、インカメラ審理を実施し、文書7中の当該箇所を見分したところ、実施機関の説明と同様の記述を確認したところである。

これらを踏まえて、当該情報の条例第6条第1項第6号の該当性について慎重に検討を行った。

本臓器提供事例が県内初の脳死下での臓器提供事例であり、現時点においては、県民にとって臓器移植が一般の医療として認知されている段階にあるとまでは認められない状況であり、同一の事実に対する患者家族の受け止め方も多様であると考えられるところ、実際に患者家族と接する実施機関の判断を妥当でないとはまではいえないことから、当該情報が開示されることにより、今後、患者家族が臓器提供の意思決定に影響を及ぼすことは否定できず、このことにより臓器移植法に則り適正に行われるべき今後の臓器提供業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第6条第1項第6号に該当すると認められる。

(3) 「外部団体の名称、行為及び判断に関すること」について

審査会においてインカメラ審理を実施し、文書2、文書3、文書7中の当該箇所を見分したところ、実施機関が主張するように、脳波診断の際に助言した医師が所属する団体名、医師が行った行為や判断等が記載されていることを確認した。

当該情報は、既に4(1)イで述べたとおり、当該医師と実施機関との信頼関係の下で行われた行為であり、開示をすることにより、実施機関との信頼関係が損なわれるとする実施機関の主張は妥当であると認められ、今後の臓器提供業務に支障が生じるおそれがあることは否定できないものであることから、条例第6条第1項第6号に該当すると認められる。

## 6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。



別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 5月31日	諮問庁から諮問を受けた。
平成23年 6月20日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成23年 7月19日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年 8月11日 (第19回審査会)	事案の概要説明を行った。
平成23年 9月 7日 (第20回審査会)	実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成23年10月18日 (第21回審査会)	事案の審議を行った。
平成23年11月29日 (第22回審査会)	事案の審議を行った。
平成23年12月20日 (第23回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
伊 藤 三 之	弁護士	会長職務代理者
安 達 ひさ子	株式会社安達自動車ボデー製作所代表 取締役	
和泉田 保 一	山形大学人文学部講師	
須 賀 まり子	人権擁護委員、山形市教育委員	